

○広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

平成22年9月27日

学部長決裁

| 改正 平成28.4.18, 平成29.1.23, 平成30.9.3, 平成31.4.15

広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営内規(平成16年4月26日学部長決裁。以下「運営内規」という。)第3条第2項の規定に基づき、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸(以下「豊潮丸」という。)の共同利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、「共同利用」とは、他の大学(外国の大学を含む。)又は高等専門学校(以下「他大学等」という。)が教育課程上の実習等を行うため豊潮丸を利用すること(単位認定を含む。)をいう。

(共同利用運営協議会)

第3条 豊潮丸に、共同利用の実施に関する事項を審議するため、広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

第4条 運営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸運営委員会委員長(以下「運営委員会委員長」という。)
 - (2) 豊潮丸船長
 - (3) 広島大学生物生産学部(以下「本学部」という。)の担当を命じられている教員のうちから、広島大学生物生産学部長(以下「学部長」という。)が指名する者若干人
 - (4) 広島大学以外の大学又は高等専門学校に所属する練習船の共同利用に関する有識者若干人
- 2 前項第3号及び第4号の委員は、学部長が任命又は委嘱する。
 - 3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 4 第1項第3号及び第4号の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 運営協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 豊潮丸の共同利用に係る公募及び選考に関する事項。
- (2) 豊潮丸の共同利用に係る運航計画に関する事項。
- (3) 豊潮丸の共同利用に係る利用環境に関する事項。
- (4) その他豊潮丸の共同利用に関する事項。

第6条 運営協議会に議長を置き、運営委員会委員長をもって充てる。

- 2 議長は、運営協議会を主宰する。
- 3 運営協議会に副議長を置き、第4条第1項第2号及び第3号の委員のうちから、議長が指名する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第7条 運営協議会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 運営協議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 運営協議会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(公募及び決定)

第9条 学部長は、適切な時期に次年度の共同利用について公募を行う。

2 共同利用については、前項の公募により応募のあった他大学等のうちから選考するものとし、運営協議会における審議を経て、学部長が決定する。

(実習等の実施)

第10条 共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学部の教員及び豊潮丸の船員並びに利用する他大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第11条 共同利用を行う他大学等は、その責に帰すべき事由により、豊潮丸の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学部は、その責に帰さない事由により、共同利用に参加した学生等に事故が発生したときは、その損害の賠償の責を負わない。

(事務)

第12条 共同利用に関する事務は、生物圏科学研究所生物学系支援室において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成22年9月27日から施行する。

2 この細則の施行後最初に任命又は委嘱される運営協議会委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成28年4月18日 一部改正)

この細則は、平成28年4月18日から施行し、この細則による改正後の広島大学生物生産学部附属練習船豊潮丸共同利用細則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成29年1月23日 一部改正)

この細則は、平成29年1月23日から施行する。

附 則(平成30年9月3日 一部改正)

この細則は、平成30年9月3日から施行する。

附 則 (平成31年4月15日 一部改正)

この細則は、平成31年4月15日から施行し、平成31年4月1日から適用する。